

産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

郵便番号

産業廃棄物処理施設設置の許可について、次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する同法第 9 条第 6 項又は第 7 項の規定により届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	
該当するに至った欠格要件	法第 14 条第 5 項第 2 号 イ（法第 7 条第 5 項第 4 号 ロ ハ ニ ホ ヘ ト ） ハ ニ ホ
欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
欠格要件に該当するに至った 年月日	年 月 日
※事務処理欄	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 7 項の規定による届出（以下この備考において「第 7 項の規定による届出」という。）にあつては、「該当するに至った欠格要件」、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」を記載しないこと。
- 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 6 項の規定による届出（以下この備考において「第 6 項の規定による届出」という。）にあつては、次の事項に留意すること。
「該当するに至った欠格要件」の欄については、裏面を参照し、法第 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号イ又はチに係るものを除く。）又は法第 14 条第 5 項第 2 号ハからホまで（法第 7 条第 5 項第 4 号イ若しくはチ又は法第 14 条第 5 項第 2 号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものに○印を付けること。さらに、法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当する場合にあつては、法第 7 条第 5 項第 4 号ロからトまでのうち該当するものに○印を付けること。
「欠格要件に該当するに至った具体的事由」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 第 6 項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内に、第 7 項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく、この届出書を提出すること。

(裏面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

第14条第5項第2号

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者